

■自己資本の充実状況に関する事項

I 自己資本の充実の状況(単体)

1 自己資本の状況	82
(1) 自己資本の構成	83
(2) 自己資本の充実度に関する事項	85
2 信用リスクに関する事項	90
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高	92
(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	93
(3) 信用リスク・アセット残高内訳表	94
(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	96
(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高	98
(6) 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表	98
3 信用リスク削減手法に関する事項	99
4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	101
(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳	102
(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	103
(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	103
5 証券化エクスポージャーに関する事項	103
(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	104
(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	104
6 CVAリスクに関する事項	106
7 マーケット・リスクに関する事項	106
8 オペレーショナル・リスクに関する事項	107
9 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	108
(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価	108
(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益	108
(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)	108
(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)	108
10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	109
11 金利リスクに関する事項	109

I 自己資本の充実の状況(単体)

1 自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおり、令和7年3月末における自己資本比率は18.20%となりました。

この比率は、国内金融機関が遵守すべき最低基準である4%を大幅に上回っており、健全性を維持する水準を確保しています。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	544億円(前年度544億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,100億円(前年度2,100億円)

当会は、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理規程」、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、マーケット・リスク相当額については標準的方式、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法を採用して、自己資本比率を算出しています。

また、経営の健全性や安全性を維持するために、統合的リスク管理に取り組んでおり、市場関連リスクおよび信用リスク等を計量化し、自己資本額と対比することで、経営上許容できる範囲にあるかどうかのモニタリングを実施しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	418,753	519,206
うち、出資金及び資本準備金の額	264,402	364,402
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	159,740	158,930
うち、外部流出予定額(△)	5,390	4,126
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,101	13,119
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	13,101	13,119
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	431,854	532,326
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	340	331
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	340	331
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連す るものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連す るものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	340	331
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	431,513	531,994

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

項	目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		2,579,579	2,707,262
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額			170,729
勘定間の振替分			—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		13,930	44,174
信用リスク・アセット調整額		—	
フロア調整額			—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		2,593,510	2,922,166
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(二))		16.63%	18.20%

注1 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

- 2 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額に当たっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

＜信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳＞

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現 金	金	5,091	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		446,297	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国 際 決 済 銀 行 等 向 け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		196,723	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国 際 開 発 銀 行 向 け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		71,046	7,104	284
地 方 三 公 社 向 け		12,696	1,799	71
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		5,778,498	1,147,919	45,916
法 人 等 向 け		302,308	140,793	5,631
中小企業等向け及び個人向け		148	100	4
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン		68	23	0
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け		1,247	848	33
三 月 以 上 延 滞 等		300	6	0
取 立 未 済 手 形		98	19	0
信用保証協会等による保証付		176	17	0
株式会社地域経済活性化支援 機 構 等 に よ る 保 証 付		—	—	—
出 資 等		3,392	3,392	135
(うち出資等のエクスポージャー)		3,392	3,392	135
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
上 記 以 外		404,603	1,003,066	40,122
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー)		396,290	990,725	39,629
(うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー)		2,715	6,788	271
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)		5,597	5,552	222

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証 券 化		35,229	7,037	281
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	35,229	7,037	281
再 証 券 化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー		1,080,669	267,449	10,697
	(うちルックスルー方式)	1,080,669	267,449	10,697
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額				—
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)				—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		8,338,594	2,579,579	103,183
C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8 %			—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		8,338,594	2,579,579	103,183
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額〈基礎的手法〉		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		13,930		557
所 要 自 己 資 本 額		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		2,593,510		103,740

- 注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 注7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注8 オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

I 自己資本の充実の状況(単体)

<信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳> (単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット			
現 金	15,160	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	596,271	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	236,046	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	93,297	7,330	293
地 方 三 公 社 向 け	12,329	1,725	69
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,125,713	1,022,800	40,912
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	62,845	13,970	558
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	361,872	151,867	6,074
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	4,746	3,499	139
（うちトランザクター向け）	—	—	—
不 動 産 関 連 向 け	865	735	29
（うち自己居住用不動産等向け）	22	4	0
（うち賃貸用不動産向け）	607	557	22
（うち事業用不動産関連向け）	106	95	3
（うちその他不動産関連向け）	129	77	3
（うち A D C 向 け ）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,382	345	13
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取 立 未 済 手 形	79	15	0
信用保証協会等による保証付	228	22	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株 式 等	3,336	3,336	133
上 記 以 外	478,334	1,188,757	47,550
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	471,496	1,178,740	47,149
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	2,119	5,299	211

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

区 分		令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	4,718	4,718	188
証 券 化		77,431	15,486	619
	(うちS T C要件適用分)	—	—	—
	(うち短期S T C要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	77,431	15,486	619
	再 証 券 化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー		1,068,592	311,338	12,453
	(うちルックスルー方式)	1,067,124	305,466	12,218
	(うちマ ン デ ー ト 方 式)	—	—	—
	(うち 蓋 然 性 方 式250%)	—	—	—
	(うち 蓋 然 性 方 式400%)	1,468	5,872	234
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計		8,075,688	2,707,262	108,290
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合 計 (信用リスク・アセットの額)		8,075,688	2,707,262	108,290
マーケッ ト ・ リスク に対する 所要自己資本の額<標準的方式>		マーケッ ト ・ リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		170,729		6,829
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額<標準的計測手法>		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		44,174		1,766
所 要 自 己 資 本 額		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		2,922,166		116,886

I 自己資本の充実の状況(単体)

＜オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要＞

区分	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	44,174
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,766
BI	29,449
BIC	3,533

- 注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 4 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 5 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 6 オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

1 自己資本の充実の状況(単体)

2 信用リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク」とは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により信用リスクを把握し、管理しています。

※ 信用リスクの把握

信用リスクの把握については、与信先に対する資産自己査定、ポートフォリオの状況および与信先の格付などにより行います。

※ 信用リスクの管理方法

信用リスクの管理方法については、次のとおりです。

① 資産自己査定

資産自己査定は、当会の保有する全ての資産を個別に検討し、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を分類することで回収不能・価値毀損の可能性を認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保を図ります。

② ポートフォリオ管理

ポートフォリオの状況（特定の業種等に対する与信集中の状況など）を適切に管理・分析することにより、リスク集中の有無を確認し、その状況を統合リスク・財務統括委員会に報告し、改善等を講じます。

③ 与信限度額の設定

貸出金のみならず信用リスクを有する資産（市場取引にかかわる信用リスクを含む。）について統合的に管理し、特定の与信先への過度なリスク集中を回避するために、信用格付等に応じて与信限度額を設定し、その状況を統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

④ 不良債権の管理

定款に規定する不良債権は、管理・回収を担当する部門が、取組方針を明確化するとともに、その与信先の経営状況等を把握し、適切な管理または整理・回収を行います。

⑤ 信用リスク情報の理事会等への報告

重要な信用リスク情報は、統合リスク・財務統括委員会および理事会に報告し、理事会が経営判断に必要と認めた信用リスク情報は、経営管理委員会に報告します。

※ 当会における貸倒引当金の計上

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却および引当要領」に基づき計上しています。

① 一般貸倒引当金

正常先、要注意先のうち要管理債権のある債務者（以下「要管理先」という。）および要管理先以外の要注意先の債権に対して、過去の実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる予想損失額に相当する金額を計上しています。

なお、上記により算出された引当額が将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

② 個別貸倒引当金

破綻懸念先の債権に対して、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する金額を計上しています。

実質破綻先および破綻先の債権に対して、損失が見込まれるⅢ分類の金額および回収が不可能なⅣ分類の金額について全額を計上しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

◆ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは次のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上 延滞 エクスポ ージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				延滞 エクスポ ージャー
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
	国 内	7,196,148	510,971	717,315	—	300	6,895,101	530,861	951,857	—	1,382
	国 外	26,546	—	26,546	—	—	34,563	—	34,563	—	—
地 域 別 残 高 計		7,222,695	510,971	743,861	—	300	6,929,664	530,861	986,420	—	1,382
法人	農 業	2,318	2,318	—	—	—	2,286	2,286	—	—	107
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	43,159	35,139	5,402	—	—	60,076	47,052	10,405	—	476
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	42,366	33,159	8,996	—	—	50,370	41,530	8,629	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	43,801	15,096	28,704	—	—	42,094	15,085	27,009	—	—
	運輸・通信業	12,079	9,622	2,199	—	—	17,766	13,706	3,802	—	53
	金融・保険業	6,268,918	248,526	76,030	—	—	5,732,408	229,064	118,213	—	35
	卸売・小売・飲食・ サービス業	146,018	145,961	—	—	300	164,386	164,328	—	—	176
	日本国政府・ 地方公共団体	643,020	13,303	622,528	—	—	832,317	11,849	818,360	—	—
	上記以外	2,281	2,281	—	—	—	0	—	—	—	—
	個 人	1,655	1,655	—	—	—	1,410	1,410	—	—	532
その他	17,074	3,907	—	—	—	26,545	4,546	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		7,222,695	510,971	743,861	—	300	6,929,664	530,861	986,420	—	1,382
	1年以下	5,785,188	114,092	40,259	—		5,170,111	129,048	170,477	—	
	1年超3年以下	194,246	97,934	96,312	—		336,584	89,554	151,774	—	
	3年超5年以下	131,236	100,602	30,633	—		202,699	129,062	68,612	—	
	5年超7年以下	72,515	21,620	50,895	—		51,190	29,127	22,063	—	
	7年超10年以下	227,883	18,749	209,134	—		156,784	28,900	127,884	—	
	10年超	432,463	115,837	316,625	—		534,409	88,801	445,607	—	
	期限の定めのないもの	379,161	42,135	—	—		477,882	36,366	—	—	
残存期間別残高計		7,222,695	510,971	743,861	—		6,929,664	530,861	986,420	—	

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

ア 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,727	476	—	1,727	476	476	494	—	476	494
個別貸倒引当金	842	962	41	800	962	962	978	47	914	978

イ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高	
地 域 別	国 内	842	962	41	800	962		962	978	47	914	978	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地 域 別 計	842	962	41	800	962		962	978	47	914	978	
法 人	農業	156	110	7	149	110	7	110	81	—	110	81	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	92	82	—	92	82	—	82	329	—	82	329	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	14	13	—	14	13	—	13	11	—	13	11	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	139	316	34	104	316	34	316	176	47	268	176	47
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		438	440	—	438	440	—	440	379	—	440	379	—
業 種 別 計		842	962	41	800	962	41	962	978	47	914	978	47

注 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		－	A	B	C	D	
現金	0	15,160	－	15,160	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	596,271	－	596,271	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	236,046	－	236,046	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	93,297	－	93,297	－	7,330	8
地方三公社向け	20	12,329	－	12,329	－	1,725	14
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	5,049,478	76,234	5,030,278	76,234	1,022,800	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	14,024	48,820	14,024	48,820	13,970	22
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	353,415	19,688	353,010	8,457	151,867	42
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	4,693	457	4,651	52	3,499	74
（うちトランザクター向け）	45	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	20～150	865	－	864	－	735	85
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	22	－	22	－	4	20
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	607	－	606	－	557	92
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	106	－	106	－	95	90
（うちその他不動産関連向け）	60	129	－	129	－	77	60
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	385	18	382	18	345	86
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	20	79	－	79	－	15	20
信用保証協会等による保証付	0～10	228	－	228	－	22	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	3,336	－	3,336	－	3,336	100
上記以外	100～1250	478,334	－	478,334	－	1,188,757	249
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	471,496	－	471,496	－	1,178,740	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	2,119	－	2,119	－	5,299	250

I 自己資本の充実の状況(単体)

項 目		リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		—	A	B	C	D	E	F(=E／(C+D))
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)		250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)		150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)		100	4,718	—	4,718	—	4,718	100
証 券 化		—	77,431	—	77,431	—	15,486	20
(うちSTC要件適用分)		—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)		—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)		—	77,431	—	77,431	—	15,486	20
再 証 券 化		—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	1,068,592	—	1,068,592	—	311,338	29
未 決 済 取 引		—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—					—	
合 計 (信用リスク・アセットの額)		—					2,707,262	

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	596,271		—		—		—		—		—	596,271			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—	—			
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—		—		—		—		—		—	—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	236,046		—		—		—		—		—	—	236,046		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
我が国の政府関係機関向け	19,990		73,307		—		—		—		—	0	93,297		
地 方 三 公 社 向 け	3,699		—		8,629		—		—		—	—	12,329		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国 際 開 発 銀 行 向 け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,043,972		36,575		—		—		—		—	25,965	5,106,513		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	48,827		14,018		—		—		—		—	—	62,845		
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	150,775		175,987		3,944		—		—		30,760	—	—	—	361,467
(うち特定貸付債権向け)	—		—		—		—		—		—	—	—	—	—
	100%		150%		250%		400%		その他		合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	—		—		—		—		—		—				
株 式 等	—		—		3,336		—		—		3,336				
	45%			75%			100%			その他			合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	—			56			45			4,602			4,704		
(うちトランザクター向け)	—			—			—			—			—		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不 動 産 関 連 向 け	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	22		
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不 動 産 関 連 向 け	92	—	—	—	—	—	29	—	483	—	—	606			
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計			
不 動 産 関 連 向 け	—		106		—		—		—		—	106			
うち事業用不動産関連向け	60%				その他						合計				
不 動 産 関 連 向 け	129					—					129				
うちその他不動産関連向け	100%				150%			その他			合計				
不 動 産 関 連 向 け	—				—			—			—				
うち A D C 向 け	—				—			—			—				

I 自己資本の充実の状況(単体)

	50%		100%		150%		その他		合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	251		8		140		－		401			
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－		－		－		－		－			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計	
現金	15,160		－		－		－		－		15,160	
取立未済手形	－		－		79		－		－		79	
信用保証協会等による保証付	－		228		－		－		－		228	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－	

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	691,921
	2%	—	—
	4%	—	—
	10%	71,222	71,222
	20%	104,960	5,748,693
	35%	—	68
	50%	151,239	1,302
	75%	—	146
	100%	4,850	49,286
	150%	—	—
	250%	—	399,005
	その他	—	—
合 計	261,049	6,961,645	7,222,695

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。

4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト の区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	6,153,573	78,284	98%	6,210,993
40%～70%	176,689	1,710	40%	177,370
75%	4,024	6	100%	4,030
80%	—	—	—	—
85%	3,389	450	10%	3,423
90%～ 100%	23,968	15,928	44%	30,920
105%～ 130%	483	—	—	483
150%	121	18	100%	140
250%	3,336	—	—	3,336
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	100%	1
合 計	6,365,588	96,400	88%	6,430,701

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

I 自己資本の充実の状況(単体)

3 信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

※信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引については、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種

金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていることの条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

I 自己資本の充実の状況(単体)

＜信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額＞

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	3,699	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,600	—	—
法人等向け	—	1,236	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	1	—	—
合 計	15,601	4,935	—

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

I 自己資本の充実の状況(単体)

＜信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額＞

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	19,990	—
地方三公社向け	—	3,699	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,800	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	408	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,177	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	10,800	25,275	—

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかわる取引です。

当会では、派生商品取引を管理する方針は定めておらず、主に限度額による管理を行っています。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等

の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引であり、当会では、該当する取引は行っていません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

区 分	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位：百万円)

区 分	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約に よる与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

区 分	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約に よる与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

注1 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない。）をいいます。

2 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	—	—	—	—
種類1	—	—	—	—
種類2	—	—	—	—
種類3	—	—	—	—

注1 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

2 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5 証券化エクスポージャーに関する事項

◆ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

なお、当会においては、再証券化エクスポージャーを取得しないこととしています。

◆ 体制の整備およびその運用状況の概要

① 事前審査の実施

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、事前審査を通じて商品構造、裏付資産および信用補完の状況等や外部格付などの妥当性を確認しています。

② 裏付資産等のモニタリング

全投資案件について裏付資産等のモニタリングを行い、その結果を担当常務理事へ報告しています。

◆ 信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

◆ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

◆ 内部評価方式の概要

当会は、内部格付手法を採用していないため、該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

ア 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・ バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	14,856	—	18,769	—
	自動車ローン	16,328	—	49,997	—
	その他	4,044	—	8,664	—
	合 計	35,229	—	77,431	—
オフ・ バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

イ リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額
令和5年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	35,229	281	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	35,229	281	合 計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	77,431	619	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	77,431	619	合 計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

ウ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

エ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

I 自己資本の充実の状況(単体)

6 CVAリスクに関する事項

◆ CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出することとしておりますが、計測対象となる取引はありません。

◆ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

7 マーケット・リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

※ リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法

当会におけるマーケット・リスクは、銀行勘定の外国為替リスクのみが該当となり、標準的方式を用いて算出しております。

当会では、「市場リスク管理手続規程」に基づき、マーケット・リスクを含む有価証券ポートフォリオの状況について、リスク管理報告書を日次で作成のうえ評価しているほか、シミュレーション分析などの適切なリスク管理を行い、リスクの抑制に努めています。

※ ヘッジの有効性に係る監視の方法

当会は、マーケット・リスクのヘッジに該当する取引はございません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

8 オペレーショナル・リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクの発生を抑制することを目的に、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを把握し、管理しています。

※ オペレーショナル・リスクの把握

オペレーショナル・リスクの把握については、顕在化事象の報告、潜在的なリスクを特定・評価するコントロール・セルフ・アセスメントなどにより行っています。

※ オペレーショナル・リスクの管理方法

オペレーショナル・リスクの管理方法については、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスク（法務リスク、人的リスクおよび有形資産リスク）に区分し、以下の内容により管理しています。

① 事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

当会では、事務リスクの発生を抑制するため、部門・グループ・担当の分離・独立などによる相互けん制機能の確保、規程・手続および権限の厳正化、事務処理における正確性の確保などにより、適切な管理を行っています。

② システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。

当会では、「セキュリティポリシー」に定める情報システムに関するリスクの発生を抑制するため、システム開発・運用管理、不正アクセス等のセキュリティ対策、コンティンジェンシープランの確立などにより、適切な管理を行っています。

③ その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスクについては、各種規程等に基づき適切な管理を行っています。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、「標準的計測手法」を採用しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、事業規模要素(以下「BIC」という。)の額に内部損失乗数(以下「ILM」という。)を乗じて得た額にて算出しており、BICの額は、事業規模指標(以下「BI」という。)の額にBIの額に応じて定める掛目により算出しております。

◆ BICの算出方法

BICの額は、BIの額に応じて定める掛目により算出しており、BIの額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条第2項に定められた方法に基づき算出しており、BIの額に応じて定める掛目については、告示第249条第3項に定められた掛目を使用しております。

◆ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

9 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◆ 出資等または株式等エクスポージャーの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、特定先または特定銘柄に集中しないよう管理しています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	26,307	26,307	21,385	21,385
非 上 場	312,877	312,877	416,536	416,536
合 計	339,184	339,184	437,921	437,921

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
23,325	—	18,408	4

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益はありません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,080,669	1,067,124
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	1,468
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

11 金利リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少または損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により金利リスクを把握し、管理しています。

※ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

※ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、統合リスク・財務統括委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やシミュレーション分析などの適切なリスク管理を行い、リスクの抑制に努めています。

※ ヘッジ等の金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、ヘッジ等の金利リスクの削減手法に該当する取引はございません。

※ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与え

たイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

※ **流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期**
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.42年です。

※ **流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期**
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

※ **流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提**

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

※ **固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提**

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

※ **複数の通貨の集計方法およびその前提**

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

※ **スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）**

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

※ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

※ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金および債券の残高増加等によるものです。

※ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	128,562	116,915	8,045	9,640
2	下方平行シフト	—	—	—	—
3	スティープ化	122,387	114,311		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	128,562	116,915	8,045	9,640
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	531,994		431,513	